

高槻市低入札価格調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 高槻市低入札価格調査実施要綱第7条第3項の規定に基づき、高槻市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、高槻市入札参加者選考委員会の委員をもって構成し、委員長及び副委員長は、高槻市入札参加者選考委員会の委員長及び副委員長を充てる。

(委員長等の職務及び事情聴取等を行う職員の指定)

第3条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、あらかじめ指定する職員に事情聴取等調査を行わせ、委員会は、その調査報告書等をもって審議する。

4 前項のあらかじめ指定する職員は、次に掲げる者とする。

(1) 契約検査課（水道部発注案件については、水道部総務企画課）、公共建築課、道路課、下水河川事業課、エネルギーセンター、管路整備課及び浄水管理センターをそれぞれ所管する部長代理級職員（当該部長代理級の職が置かれていないときは、当該所管部長が指名する職員）

(2) 低入札価格調査対象工事に係る担当の所属長

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員全員の同意をもって決する。

3 委員長において、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催する暇がないと認める場合は、持ち回り方式により審議することができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会において必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員及び委員会に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た会議内容等を他に漏らしてはならない。

(協力義務)

第7条 工事担当課、契約検査課その他関係部課は、委員会の調査について協力しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、契約検査課（水道部が発注する建設工事は水道部総務企画課）において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 高槻市低入札価格調査委員会設置要綱（平成12年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月24日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月13日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。